

地域自主組織規約（ひながた）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、 会（以下「会」という。）と称する。

（区域）

第2条 会の区域は、 小学校区の区域とする。

（事務所）

第3条 会の事務所は、 町 番地 号に置く。

（目的）

第4条 会は、次に掲げる活動を行うことにより、地域における身近な課題を住民の意思に基づき自主的に解決し、もって良好な地域社会の維持及び地域の発展に資することを目的とする。

- (1) コミュニティセンターの管理運営
- (2) 区域内の道路及び河川の美化・清掃
- (3) 街灯の設置及び管理
- (4)

（構成団体）

第5条 会は、第2条に規定する区域内で活動を行う次に掲げる団体及び別に総会で承認された公共的団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- (1) 自治会
- (2) 青年団
- (3) 婦人会
- (4) 会

（会費）

第6条 構成団体は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 納入された会費は、理由のいかんに関わらず払い戻さない。

（入会）

第7条 第2条に規定する区域内で活動を行う公共的団体で会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、その名称、組織の概要等必要事項を記入して、入会申込書を会に提出しなければならない。

2 会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒むことができない。

（退会等）

第8条 構成団体が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に規定する区域内で活動を行わなくなったとき
- (2) 構成団体から退会の申し出があったとき

2 会は、構成団体が会の設立目的に反する活動を行うなど、会の構成団体として認める

に著しくふさわしくないものであると判断されるときは、総会の議を経て、当該構成団体を除名することができる。

- 3 前項に規定する総会においては、当該団体に意見陳述の機会を設けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類)

第9条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) その他の役員 名
- (4) 監事 名

(役員を選任)

第10条 役員は、構成団体の代表者及び総会において選任された者をもって組織し、総会における選挙の方法は別に定める。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種類)

第13条 会の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、第2条に規定する区域に住所を有する20歳以上の者(以下「会員」という。)をもって組織する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、総会で定める会の運営に関する重要な事

項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、年 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 総会員の五分之一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を開催するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第22条 役員会は、次の事項を議決する。

1 総会に付議すべき事項

2 総会の議決した事項の執行に関する事項

3 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第23条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

(役員会の議長)

第24条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第25条 役員会には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計年度)

第26条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第27条 会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会は、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、事務処理に著しい支障が生じるなど正当な理由がないかぎり、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第28条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第29条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第30条 会を解散する場合は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第31条 会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 その他

(その他)

第32条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、別に役員会が定める規則によるものとする。

附則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。